

平成19年度における行政機関情報公開法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 対象機関

法第2条第1項各号に規定する行政機関のすべて

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、行政改革推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部及び人事院

(注) 1 下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数として整理。

2 道州制特別区域推進本部は平成19年4月1日に、総合海洋政策本部は19年7月20日にそれぞれ設置。

第2号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会及び金融庁

第3号 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、社会保険庁、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁、環境省及び防衛省

(注) 平成19年9月1日に廃止された防衛施設庁については、防衛省に含めて計上している。

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

<国家公安委員会に置かれる特別の機関>

警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

<法務省に置かれる特別の機関>

検察庁

第6号 会計検査院

Ⅲ 対象期間

平成19年4月1日から20年3月31日までの状況について、平成20年3月31日現在で調査

Ⅳ 調査の結果

1 開示請求の件数と処理の状況

(1) 開示請求の件数

ア 平成19年度に各行政機関に対して行われた開示請求は、表1のとおり61,089件であり、18年度に比べて1万件強増加した。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けられており、45,060件（73.8%）が本省庁以外での受付となっている。

表1 開示請求の件数

(単位：件、%)

	開示請求の件数		
	本省庁	その他	
平成19年度 (比率)	61,089 (100)	16,029 (26.2)	45,060 (73.8)
平成18年度	49,930 (100)	14,426 (28.9)	35,504 (71.1)

(注) 「本省庁」は、本省庁の窓口で受け付けられたものをいい、「その他」は、地方支分部局、施設等機関等の窓口で受け付けられたものをいう。

イ 開示請求の態様をみると、表2のとおり、窓口に来所したものが18,641件（30.5%）、郵送によるものが40,307件（66.0%）、オンラインによるものが2,141件（3.5%）となっている。

表2 開示請求の態様別件数

(単位：件、%)

	来所	郵送	オンライン	計
	平成19年度 (比率)	18,641 (30.5)	40,307 (66.0)	2,141 (3.5)
平成18年度	16,236 (32.5)	31,636 (63.4)	2,058 (4.1)	49,930 (100)

(2) 処理の状況

平成19年度において各行政機関の長（法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。）が処理すべき事案は、表3のとおり、19年度に新たに受け付けた61,089件、前年度から持ち越した2,977件及び事案の移送を受けた107件の計64,173件となっている。

この64,173件の処理状況をみると、開示決定等を行ったものが57,783件（90.0%）、途中で請

求が取り下げられたものが2,009件(3.1%)、事案の全部を他の機関に移送したものが99件(0.2%)となっている。また、4,282件(6.7%)については、平成20年度に処理が持ち越されている。

(注) 行政機関の長への事案の移送は、法第12条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第13条の規定に基づき独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)から行われる場合があり、いずれの場合についても移送を受けた行政機関の長において開示決定等を行わなければならないこととされている。

同様に、行政機関の長から他の機関(他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。)への事案の移送についても、法第12条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、法第12条の2の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表3 開示請求事案の処理状況

(単位:件、%)

	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付事案	前年度からの持ち越し事案	移送を受けた事案	計	開示決定等がされた事案	取下げ事案	全部を移送した事案	処理中事案(次年度に持ち越し)
平成19年度 (比率)	61,089	2,977	107	64,173 (100)	57,783 (90.0)	2,009 (3.1)	99 (0.2)	4,282 (6.7)
平成18年度	49,930	2,860	188	52,978 (100)	47,816 (90.3)	2,023 (3.8)	168 (0.3)	2,971 (5.6)

(注) 1 本表は、行政機関の長が受け付けた開示請求事案、前年度からの持ち越し事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について年度末(3月31日)現在の処理状況を示している。

1 件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案(次年度に持ち越し)」に計上している。

2 「取下げ事案」とは、開示請求がされた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしようとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。

3 「全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったものをいう。

他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「移送を受けた事案」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「移送を受けた事案」に計上されている。

4 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「移送を受けた事案」と「全部を移送した事案」とは一致しない。

5 平成18年度に開示請求がされた段階では1件としていた事案を19年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合等があり、19年度の「前年度からの持ち越し事案」と18年度の「処理中事案(次年度に持ち越し)」の件数は一致しない。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

平成19年度には、表4のとおり、49,750件の決定がされている。このうち、開示請求に係る行政文書について全部又は一部を開示する決定（開示決定）がされたものが47,497件（95.5%）、不開示の決定がされたものが2,253件（4.5%）となっている。

なお、開示決定がされるものの中には、不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されるもの（法第7条に基づく公益裁量開示）が1件含まれている。

表4 開示決定等の件数

（単位：件、％）

	開示決定等					
	計	開示決定				不開示の決定
		小計	全部を開示	一部を開示	うち 公益裁量開示	
平成19年度 (比率)	49,750 (100)	47,497 (95.5)	21,189 (42.6)	26,308 (52.9)	<1> <(0.0)>	2,253 (4.5)
平成18年度	42,349 (100)	37,621 (88.8)	19,321 (45.6)	18,300 (43.2)	<0> <(0)>	4,728 (11.2)

(注) 1 「うち公益裁量開示」は、「全部を開示」又は「一部を開示」の内数である。

2 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、表4の「開示決定等」と表3の「開示決定等がされた事案」の件数は一致しない。

(2) 開示決定等の期限

ア 行政機関の長は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行わなければならない（法第10条第1項）が、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとされている（同第2項）。

また、③開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に行政文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの行政文書については「相当の期間」内に開示決定等をするれば足りることとされている（法第11条）。この場合、開示請求者に開示決定等をする期限を通知することとされている。

平成19年度においてされた開示決定等49,750件についてみると、表5のとおり、延長手続を

採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたもの（上記の①）が43,627件（87.7%）、期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたもの（同②）が3,645件（7.3%）、期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたもの（同③）が2,183件（4.4%）となっている。

なお、④延長手続を採っておらず、30日以内に開示決定等がされなかったもの、⑤延長手続を採って、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの及び⑥法第11条を適用し、通知した期限までに開示決定等がされなかったものが計295件（0.59%）みられる。

また、調査日現在（平成20年3月31日）、処理中の事案のうち、延長手続を採っていない事案で30日を経過しているもの、延長手続を採っている事案で延長した期限を過ぎているもの、期限の特例規定を適用した事案で通知した期限を超えているものが、計193件みられる。

期限までに開示決定等がされなかったもの及び処理中事案で既に期限を過ぎているものを行政機関別にみると、表6、表7のとおりである。

期限までに開示決定等がされなかった理由について、関係行政機関では、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したこと、開示請求となる文書が著しく大量であり、開示・不開示の審査に予想外の時間を要したこと等を挙げている。

（注） 期限までに開示決定等がされなかったもの295件の概要については、資料2～4を、処理中事案で既に期限を過ぎているもの193件の概要については、資料5～7を参照。

表5 延長手続の状況

（単位：件、%）

	開示決定等 件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手 続を採ったもの		法第11条による特例規定を 適用したもの	
		30日以内に開示 決定等がされた もの	30日以内に 開示決定等 がされなかつ たもの	延長した期 限までに開 示決定等が されたもの	延長した期 限までに開 示決定等が されなかつ たもの	通知した期 限までに開 示決定等が されたもの	通知した期 限までに開 示決定等が されなかつ たもの
平成19年度 （比率）	49,750 （100）	43,627 （87.7）	51 （0.1）	3,645 （7.3）	36 （0.1）	2,183 （4.4）	208 （0.4）
平成18年度	42,349 （100）	36,727 （86.7）	78 （0.2）	4,022 （9.5）	16 （0.1）	1,320 （3.1）	186 （0.4）

表6 期限までに開示決定等がされなかったものの行政機関別内訳

① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に決定されなかったもの (単位: 件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
外務省	41	0	4	37
国税庁	2	2	0	0
厚生労働省	1	0	1	0
社会保険庁	1	0	1	0
経済産業省	1	1	0	0
海上保安庁	5	5	0	0
計	51	8	6	37

② 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに決定されなかったもの (単位: 件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
外務省	30	8	5	17
社会保険庁	4	1	2	1
資源エネルギー庁	2	2	0	0
計	36	11	7	18

③ 法第11条を適用した事案で、開示請求者に通知した期限までに決定されなかったもの (単位: 件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
内閣府	3	0	1	2
宮内庁	5	0	0	5
外務省	199	5	15	179
特許庁	1	0	0	1
計	208	5	16	187

表7 処理中の事案のうち、開示決定等の期限を過ぎているものの行政機関別内訳

① 延長手続を採っていない事案で、30日を経過しているもの (単位: 件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
外務省	15	0	0	15

② 延長手続を採っている事案で、延長した期限を過ぎているもの (単位: 件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
外務省	6	0	0	6

③ 法第11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの (単位: 件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
内閣府	1	0	0	1
外務省	170	18	6	146
特許庁	1	0	0	1
計	172	18	6	148

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等について、開示請求があった日から開示決定等がされた日までの日数別に件数をみると、表8のとおりである。1年を超えているものが420件（17.6%）あり、平成18年度に比べてその比率は増加している。

なお、1年を超えて開示決定等された事案については、請求の対象となった膨大な行政文書について順次開示決定等を行っているものや開示請求が特定の課室に集中しているものなどがみられる。

（注） 1年超を要したものの420件の概要については、資料8を参照。

表8 法第11条の規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

（単位：件、%）

	開示決定等 件数	処理日数				
		60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
平成19年度 (比率)	2,391 (100)	847 (35.4)	352 (14.7)	392 (16.4)	380 (15.9)	420 (17.6)
平成18年度	1,506 (100)	473 (31.4)	231 (15.3)	382 (25.4)	294 (19.5)	126 (8.4)

（注） 本表は、法第11条を適用した事案について行われた開示決定等のすべてを対象としており、60日以内にとされしている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる行政文書の一部を分割してされた（中間的な）開示決定等を含む。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表9のとおり、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるものが前年度より増加し、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるものが前年度より減少している。

表9 不開示理由の内訳

（単位：件、%）

	不開示の決定と 一部を開示する 決定の合計件数	内訳（複数該当あり）			
		不開示情報	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
平成19年度 (比率)	28,561 (100)	28,160 (98.6)	2,494 (8.7)	172 (0.6)	192 (0.7)
平成18年度	23,028 (100)	19,456 (84.5)	4,545 (19.7)	205 (0.9)	259 (1.1)

（注） 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は100にならない。

2 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの28,160件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表10のとおり、法人等に関する情報（第2号）に該当するものが最も多く、次いで、個人に関する情報（第1号）に該当するもの、公共の安全等に関する情報（第4号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否によるもの172件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

表10 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当		存否応答拒否	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)
		28,160	(100)	172	(100)
内訳 (複数該当あり)	法第5条第1号 個人に関する情報	14,826	(52.6)	125	(72.7)
	法第5条第2号 法人等に関する情報	21,040	(74.7)	53	(30.8)
	法第5条第3号 国の安全等に関する情報	899	(3.2)	9	(5.2)
	法第5条第4号 公共の安全等に関する情報	3,817	(13.6)	5	(2.9)
	法第5条第5号 審議、検討等に関する情報	254	(0.9)	1	(0.6)
	法第5条第6号 事務又は事業に関する情報	2,956	(10.5)	37	(21.5)

(注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は100にならない。

3 不服申立ての件数と処理の状況

(1) 不服申立ての件数

ア 開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、行政機関の長（法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。

平成19年度には、表11のとおり、1,018件の不服申立てが行われており、18年度と比べて増加している。

表11 不服申立ての件数

(単位：件)

	不服申立ての件数		
	計	審査請求	異議申立て
平成19年度	1,018	528	490
平成18年度	800	350	450

イ 不服申立ての理由をみると、表12のとおり、不開示情報に該当することを理由として不開示の決定（一部を開示する決定における不開示部分を含む。）を受けた開示請求者からの不服申立てが最も多く、482件となっている。

一方、開示決定に対しても、開示されることとなる行政文書に自己の情報が記載されている第三者からの不服申立てが11件みられるほか、開示決定を受けた開示請求者からの行政文書の特定に不服があるとするものも34件みられる。また、不作為に対する不服も176件みられる。

表12 不服申立ての理由

(単位：件)

	開示請求者からの不服申立て	第三者からの不服申立て	計
不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する不服申立て	○ 不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する不服 482		781
	○ 行政文書の不存在を理由とする不開示決定に対する不服 134		
	○ 存否応答拒否による不開示決定に対する不服 44		
	○ 形式上の不備又は権利濫用を理由とする不開示決定に対する不服 121		
開示決定に対する不服申立て	○ 行政文書の特定に対する不服（開示決定をされた行政文書以外にも開示請求対象文書があるはずである、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異なるなど） 34	○ 自己に関連する情報が記録された行政文書が開示されることとなる決定に対する不服 11	45
その他の不服申立て	○ 不作為に対する不服 176		228
	○ 事案の移送、期限の延長に関する不服 1		
	○ 決定内容に関わりのない事項に対する不服等 51		
計	1,043	11	1,054

(注) 1件の不服申立てにおいて複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表の合計件数は、表11の不服申立ての件数の計とは一致しない。

(2) 不服申立ての処理状況

開示決定等について不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている（法第18条）。

平成19年度において行政機関の長が処理すべき不服申立て事案は、同年度に新たに申し立てられた1,018件及び18年度から持ち越された984件の計2,002件となっている。

この2,002件について、その処理状況を見ると、表13のとおり、裁決・決定が行われ処理済みとなっているものが918件（45.9%）であり、1,042件は、審査会に諮問中の件を含め平成20年度に処理を持ち越している。また、42件が取り下げられている。

表13 不服申立ての件数と処理状況

（単位：件、%）

	処理すべき件数	新規申立て件数	前年度からの持ち越し件数	処理済	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)	処理方針、審査会への諮問準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中
平成19年度 (比率)	2,002 (100)	1,018	984	918 (45.9)	42 (2.1)	1,042 (52.0)	392 (19.6)	504 (25.2)	146 (7.3)
平成18年度	1,635 (100)	800	835	609 (37.2)	42 (2.6)	984 (60.2)	405 (24.8)	386 (23.6)	193 (11.8)

（注）「処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等」には、不適法な不服申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決・決定の準備をしているものを含む。

(3) 裁決・決定の状況

ア 平成19年度に処理済みとされた918件についてみると、表14のとおり、審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったものが698件、審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの（不服申立てが不適法であること等により審査会に諮問する必要がないもの）が220件となっている。

裁決・決定の内訳をみると、不服申立てに理由がないとして棄却したものが596件（64.9%）、不服申立てに理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの（申立ての認容又は一部認容）が109件（11.9%）、不服申立てが不適法であるとして却下したものが206件（22.4%）となっている。

なお、平成19年度は、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決・決定を行ったものはなかった。

表14 不服申立てに対する裁決・決定の状況

(単位：件、%)

	申立て 棄却	申立て 認容	申立て 一部認容	却下	その他	計
審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの	—	7	—	206	7	220
審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの	596	13	89	—	0	698
計 (比率)	596 (64.9)	20 (2.2)	89 (9.7)	206 (22.4)	7 (0.8)	918 (100)

(注)「審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの」の「その他」は、不作為に対する不服申立て等である。

イ 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間をみると、表15のとおり、2年を超える期間を要したものが85件(9.3%)あるなど、1年を超える期間を要しているものが約4分の1となっているが、平成18年度に比べてその比率は減少している。

表15 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位：件、%)

	裁決・決定 件数	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
平成19年度 (比率)	918 (100)	126 (13.7)	275 (30.0)	165 (18.0)	117 (12.7)	150 (16.3)	85 (9.3)
平成18年度	609 (100)	85 (14.0)	135 (22.2)	60 (9.9)	94 (15.4)	144 (23.6)	91 (14.9)

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的とし、不服申立て事案はできる限り速やかに処理されることが求められている。

このため、行政機関における不服申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月3日に各府省申合せを行った。これにより、審査会への諮問については、特段の事情のない限り、不服申立てを受けてから90日以内に、また、答申後の裁決・決定については、特段の事情のない限り60日以内に行うこととした。

不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表16のとおり、90日以内のものが約8割となっており、平成18年度と同程度の比率となっている。

また、調査日現在、処理方針の検討中、諮問の準備中等としているもの392件をみると、不服申立てを受けてから既に90日超を経過しているものが239件と約6割を占めており、依然長期間を要しているものがある。

表16 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

	当該年度に審査会に諮問した件数				処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等			
	不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの日数				不服申立てを受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超	
平成19年度 (比率)	781 (100)	90 (11.5)	524 (67.1)	167 (21.4)	392 (100)	69 (17.6)	84 (21.4)	239 (61.0)
平成18年度	507 (100)	98 (19.3)	310 (61.1)	99 (19.5)	405 (100)	92 (22.7)	98 (24.2)	215 (53.1)

不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要した事案167件及び調査日現在審査会への諮問の準備中等で、不服申立てを受けてから既に90日超を経過している事案239件を、行政機関別にみると、以下のとおりとなっている。

表16-① 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したもの

(単位：件)

行政機関名	諮問件数	日数区分			
		91~100	101~180	181~365	366~
内閣府	1	0	1	0	0
警察庁	1	0	1	0	0
金融庁	1	0	1	0	0
法務省	16	0	4	12	0
外務省	18	1	7	3	7
厚生労働省	44	1	7	5	31
社会保険庁	10	0	7	3	0
経済産業省	2	0	2	0	0
資源エネルギー庁	36	0	0	28	8
国土交通省	33	1	2	16	14
環境省	2	1	1	0	0
防衛省	2	0	2	0	0
会計検査院	1	0	1	0	0
計	167	4	36	67	60

(注) 各事案の概要については、資料9を参照。

表16-② 調査日現在、審査会への諮問の準備中等としている事案のうち、不服申立てを受けてから既に90日超を経過しているもの

(単位：件)

行政機関名	諮問準備中等 件数	日数区分			
		91~100	101~180	181~365	366~
内閣官房	22	0	0	4	18
法務省	9	0	1	1	7
外務省	59	0	7	4	48
厚生労働省	107	3	8	35	61
社会保険庁	9	0	2	7	0
国土交通省	32	0	2	11	19
防衛省	1	0	0	0	1
計	239	3	20	62	154

(注) 各事案の概要については、資料10を参照。

これに関し、関係行政機関では、諮問までに長期間を要している理由として、対象文書が著しく大量であったことから、不開示部分及び不開示理由について慎重な検討を行うために時間を要したこと、開示請求や不服申立てが同時期に集中したこと、関係部署との調整に時間を要したこと等を挙げている。

エ 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間をみると、表17のとおり、60日以内のものが約9割となっており、平成18年度と同程度の比率となっている。

また、調査日現在、審査会に諮問して裁決・決定の準備中の146件のうち、答申を受けてからの経過日数が既に60日を超えているものが76件と約5割を占め、依然長期間を要しているものがある。

表17 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮問して裁決・決定を行ったもの				審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中			
	審査会の答申を受けてから裁決・決定までの日数				審査会の答申を受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超	
平成19年度 (比率)	698 (100)	464 (66.5)	146 (20.9)	88 (12.6)	146 (100)	62 (42.5)	8 (5.5)	76 (52.1)
平成18年度	513 (100)	336 (65.5)	111 (21.6)	66 (12.9)	193 (100)	100 (51.8)	8 (4.1)	85 (44.0)

審査会の答申を受けてから裁決・決定までに60日超を要した事案88件及び調査日現在、裁決・決定の準備中で、既に審査会の答申を受けてから60日を経過している76件を行政機関別にみると、以下のとおりとなっている。

表17-① 審査会の答申を受けてから裁決・決定までに60日超を要したもの

(単位：件)

行政機関名	裁決・決定 件数	日数区分			
		61~70	71~90	91~180	181~
警察庁	15	0	0	1	14
法務省	16	5	10	0	1
外務省	11	3	1	1	6
文部科学省	11	0	0	11	0
厚生労働省	10	0	4	2	4
資源エネルギー庁	20	1	0	7	12
防衛省	5	2	2	1	0
計	88	11	17	23	37

(注) 各事案の概要については、資料11を参照。

表17-② 調査日現在、裁決・決定の準備中としている事案で、
審査会の答申を受けてから既に60日超を経過しているもの
(単位：件)

行政機関名	裁決・決定 件数	日数区分			
		61～70	71～90	91～180	181～
内閣官房	14	0	0	0	14
警察庁	6	0	0	0	6
法務省	1	0	0	0	1
外務省	36	0	0	0	36
厚生労働省	14	1	0	2	11
防衛省	5	0	0	5	0
計	76	1	0	7	68

(注) 各事案の概要については、資料12を参照。

これに関し、関係行政機関では、裁決・決定までに長時間を要している理由として、審査会の答申において開示すべきとされた文書の審査に時間を要したこと、同時期に開示請求や不服申立ての事案が担当部門で多数重なったこと等を挙げている。

(4) 審査会における審査状況

審査会では、表18のとおり、平成19年度に新たに諮問を受けた634件及び18年度からの持ち越し事案352件の計から、途中で取り下げられた23件を除いた計963件の諮問事案に対し、550件の答申を行っている。この550件の答申を内容別にみると、諮問庁（審査会に諮問した行政機関の長）の開示・不開示の判断を妥当としたものが485件（88.2%）、妥当でない又は一部妥当でないとしたものが65件（11.8%）となっている。

表18 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	審査会	新規 諮問 件数	前年度から の持ち越し 件数	計	答申件数			取り下げ 件数	次年度に 持ち越し した件数	
					計	諮問庁の 判断は妥 当である としたも の	諮問庁の 判断は一 部妥当で ないとし たもの			諮問庁の 判断は妥 当でない としたも の
平成 19年度	内閣府	628	348	976	547	482	55	10	23	406
	会計検査院	6	4	10	3	3	0	0	0	7
	計 (比率)	634	352	986	550 (100)	485 (88.2)	55 (10.0)	10 (1.8)	23	413
平成 18年度	内閣府	500	374	874	512	412	86	14	14	348
	会計検査院	6	4	10	6	3	3	0	0	4
	計 (比率)	506	378	884	518 (100)	415 (80.1)	89 (17.2)	14 (2.7)	14	352

(注) 1 諮問庁では、複数の不服申立て事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があります。表13の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越しした件数」の件数、表16の「今年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは必ずしも一致しない。

2 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

4 情報公開に関する訴訟の状況

開示決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表19のとおり、平成19年度に新たに13件が地方裁判所に提起されている。

この13件及び前年度から係属している29件の計42件のうち、平成19年度には、25件の判決が出されている。

また、高等裁判所には、地方裁判所（第一審）の判決を不服として18件の控訴事件（前年度から係属している6件を含む。）が係属し、そのうち11件について判決が出されている。

さらに、高等裁判所（控訴審）の判決を不服として最高裁判所に上告又は上告受理の申立てを行ったものが10件あり（前年度から係属している2件を含む。）、そのうち3件について判決が出されている。

なお、平成19年度に新規提訴された13件のうち6件は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条第4項の規定に基づいて特定管轄裁判所に提訴されたものである。

（注）判決の概要については、資料13を参照。

表19 情報公開に関する訴訟の状況

（単位：件）

		平成19年度	平成18年度
地方裁判所 （第一審）	新規提訴	13	22
	前年度から係属	29	24
	係属 計	42	46
	判決	25	17
	取下げ	3	0
	審理中（次年度に持ち越し）	14	29
高等裁判所 （控訴審）	新規控訴	12	8
	前年度から係属	6	4
	係属 計	18	12
	判決	11	6
	取下げ	0	0
	審理中（次年度に持ち越し）	7	6
最高裁判所 （上告審）	新規上告	8	2
	前年度から係属	2	11
	係属 計	10	13
	判決	3	11
	取下げ	0	0
	審理中（次年度に持ち越し）	7	2

5 手数料の減免

法第16条第3項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「令」という。）第14条第1項において、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるとき（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けているとき等）は、行政機関の長は、開示請求1件につき2,000円を限度として当該手数料を減免することができることとされている。

この手数料の減免制度により、平成19年度には、表20のとおり、16件の申請があり、うち8件について減免がされている。

なお、令第14条第4項においては、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施方法により一般に周知させることが適当であると行政機関の長が認めるときは、開示実施手数料を減免することができることとされているが、平成19年度は実績がなかった。

表20 開示実施手数料の減免の状況

(単位：件)

	申請件数	令第14条第1項による減免					令第14条第4項による減免	
		減免		減免を認めなかったもの	審査中	取下げ		
		生活保護	その他					
平成19年度	16	8	0	8	5	0	3	0
平成18年度	14	8	0	8	3	2	1	4